

広報広聴課長 様

建築住宅課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県住生活基本計画等策定委員会		
事務局（担当課）	土木部 道路都市局 建築住宅課住宅室 住宅対策グループ (担当) 伊藤 (内線) 4534		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県住生活基本計画等策定委員会の開催及び運営等に関する要綱		
設置年月日	令和 8 年 5 月 15 日		
審議会・検討会等の内容	愛媛県住生活基本計画等の策定に関すること。 (専門的及び総合的な立場からの意見をいただく。)		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 7 月 28 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☒ 公開 ☐ 非公開 [☒ 全部公開 ☐ 部分公開]		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
摘 要			
	報 告 日	令和 8 年 7 月 29 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

 また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。